2　整飾事項を表示する位置は、おおむね次に掲げる図例によるものとする。

（図　例）



①図郭線
②図郭線の座標値
③被災地域境界基本調査図の名称
④座標系記号
⑤測地系の名称
⑥地番区域見出図
⑦左上整理表題（被災地域境界基本調査図の番号を含む。）
⑧右下整理表題（被災地域境界基本調査図の縮尺を含む。）
⑨隣接図郭番号見出図

別記様式第二　被災地域境界基本調査簿様式

（表紙様式）

郡
市　町
区　村　大字

被　災　地　域　境　界　基　本　調　査　簿

冊の内第　号

調査期間	年　月　日から 年　月　日まで
認証年月日 番号	年　月　日 号
実施機関	

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

（被災地域境界基本調査簿様式）

被災地域境界基本三角点 被災地域境界基本細部点 の区分・番号	被災地域境界基本三角点として選定した基準点等の区分・番号	座標値		標高	変動量			被災地域境界基本調査図の番号
		X m	Y m		X m	Y m	標高	

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第三号

消費者庁長官

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ビールの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　ビール酒造組合（会長代表理事　平野　伸一）の申請に係るビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年八月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
ビールの製造販売業

三　規約別記の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。